

2019年度 喀痰吸引等研修(第三号研修) 受講者募集要項 (静岡県開催)

- 1 目的 特別養護老人ホームや障がい者支援施設等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員等を養成する。
- 2 対象者 次の施設・事業所で勤務する介護職員等(介護福祉士を含む)
・介護保険施設や障がい者(児)支援施設等
- 3 研修内容 特定の対象者に対する喀痰吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内)及び経管栄養(経鼻経管栄養、胃ろう又は腸ろう)に関する研修 * 喀痰吸引については人工呼吸器装着者も対象とする。
講義8時間+演習1時間+実地研修(対象の利用者宅 等)
- 4 日程及び会場等

	【 1.5日コース 】	【 1日コース 】	
会場	東部 聖隷沼津病院(沼津市)	西部 聖隷研修センター(浜松市)	受講料金 (消費税10%込) 10月1日より消費税率が変更となりました。
1回目	2019年 5/6・5/7 (募集は締め切りました) ◆基本研修補講日 5/12 ◆基本研修予備日 5/11 (悪天候等で休講となった場合)	2019年 5/14 (募集は締め切りました) ◆基本研修補講日 5/24 ◆基本研修予備日 5/23 (悪天候等で休講となった場合)	【初めて研修を受講される方】 ●受講料……………22,000円 ●賠償責任保険料(非課税)……2,000円 ●テキスト代……………2,860円 ●振込額26,860円
2回目	2019年 8/26・8/27 (募集は締め切りました) ◆基本研修補講日 9/2 ◆基本研修予備日 9/1 (悪天候等で休講となった場合)	2019年 8/20 (募集は締め切りました) ◆基本研修補講日 8/30 ◆基本研修予備日 8/29 (悪天候等で休講となった場合)	【既に基本研修を修了されており、行為を追加される方・別の利用者さまの実地研修を希望される方】 ●受講料……………5,500円 ●賠償責任保険料(非課税)……2,000円 ●振込額7,500円
3回目		2020年 1/7 (筆記試験含む) ◆基本研修補講日 1/24 ◆基本研修予備日 1/23 (悪天候等で休講となった場合)	【その他費用】 ※補講料 5,500円(別途徴収) ※筆記再試験料 2,200円(別途徴収) ※その他費用については発生時にお振込みをお願いします。
定員	各回 30名	各回 30名	

5 申込方法

- ① 受講申込書に必要事項を記載し、下記郵送先まで郵送ください。【様式は <http://www.seirei.or.jp/hq/> からダウンロードできます。】
〒430-0946 浜松市中区元城町218-26聖隷ビル 社会福祉法人 聖隷福祉事業団 人事企画部 外部事業課 宛
留意事項 ☞ 封筒の表に「**(第三号研修)受講申込書**」と**赤字**で明記
☞ 別紙の2に該当する指導看護師の**正看護師免許証・研修講師履歴書**のコピーを添付
☞ 別紙の4に該当する**修了証書**のコピーを添付
☞ 受講決定(結果)通知送付用封筒 **1通分(長形3号封筒(84円切手を貼付・受講者の住所氏名を記入))**
※送付用封筒につきましては各受講生毎としてください
- ② **受講料26,860円(税込)**を下記口座に振込をお願いします。※実地研修のみの方は**7,500円(税込)**です。
【振込先】 口座番号 遠州信用金庫本店 普通 1138353 社会福祉法人 聖隷福祉事業団 理事長 山本敏博
留意事項 ☞ **受講決定通知到着後、指定期日までに受講生名義**にて振込をしてください。
☞ 振込いただいた受講料については**返金いたしません**のでご承知おきください。

6 申込及び振込期間 **2019年3月1日(木)～定員に達するまで**

「第三号研修」喀痰吸引等研修 注意事項

ご記入いただいた内容は、本研修事業に関する手続きにのみ使用します。提出された受講申込書については返却いたしませんので、予めご了承ください。

1 申し込みに際しての確認事項

(1) **対象利用者の氏名**及び**対象の行為**をご確認いただき申込書にご記入ください。

2 研修について

(1) 基本研修

講義及び演習(シミュレーター演習)を行い筆記試験での合否判定をいたします。

(2) 実地研修

1) 医療、介護等の関係者による連携体制が必須となります。

※医療職員への謝金等のお支払いはありませんので予めご了承ください。

2) 筆記試験の合格者は対象者の自宅等において実地研修を行っていただきます。

3) 実地研修の指導看護師について

① 研修講師履歴書、免許の写しを提出した当該事業所の看護師、当該対象者に対し日頃から連携を図っている訪問看護ステーションや医療機関の看護師等となります。

② 事前学習のお願い(厚生労働省HP資料を使用する)

インターネットにて「平成24年度喀痰吸引等指導者講習事業(第三号研修指導者分)」と検索し、「**喀痰吸引等指導者マニュアル(第三号研修)全体版**」を使用した事前学習をお願いします。

【http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisihakushi/kaigosyokuin/】

3 研修の修了及び認定証の発行について

今回の研修の修了者に対して「修了証書」を交付します。

留意事項 ☞実際にたんの吸引等の特定行為を行うためには、修了証書受領後、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けるため、県に申請を行う必要があります。

☞「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた介護職員等が、たんの吸引等の医療的ケアを行う事業者は、別途都道府県に「登録特定行為事業者」としての登録申請が必要です。

4 研修の一部履修免除者について

以下に定める者については一部履修免除等の適応となります。

「**喀痰吸引等研修 第三号研修(特定の者対象)**」の基本研修を修了した者。

5. 受講決定までの流れ

